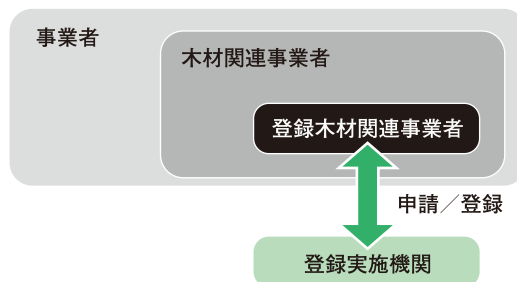


## 誤植のお詫びと訂正

FoE Japan ニュースレター「green earth Vol.59」の図表に誤りがありました。正しくは以下となります。  
お詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

2 ページ 図：新法のご概念図 (林野庁資料を参考に作成)



3 ページ 表：諸外国と我が国における違法伐採対策の比較 出典：FoE Japan/GEF

	米国(レイシー法)	EU(木材規制)	豪州(違法伐採禁止法)	日本(グリーン購入法)
対策の施行年	2008年	2013年	2014年	2006年
規制の対象者—① 民間も対象	木材の輸出入、売買、取引を行う全ての者	EU市場に木材を最初に出荷する者	豪州への木材の輸入業者、国内で生産された丸太の加工業者	木材を調達する国・独法のみ(民間事業者は自主的な取組を推進)
違法性(違法伐採)の定義 広範な適用範囲	連邦法、州法、外国法に違反して採取、保有、移動又は販売された木材	木材が伐採された生産国の法令に反して伐採された木材(関連法令として伐採に関する法律、租税法、環境法等を規定)	木材が伐採された生産国の法令に反して伐採された木材	原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に反して伐採された木材
禁止事項	連邦法、州法、外国法等に違反して採取、保有、移動又は販売された木材の輸出入、運搬、売買、取引	違法伐採された木材およびその加工品のEU市場への出荷	違法伐採された木材およびその加工品の輸入、違法伐採された豪州産木材の加工	(環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、公表することが義務づけられている)
事業者による合法性の念入りな確認(デュー・デリジェンス)—② 義務行為	十分な注意義務(Due Care)を果たすこと	情報の収集(法律の順守状況の調査等)、違法性のリスク評価、リスク低減措置(第三者証明等)	情報の収集(法律の順守状況の調査等)、違法性のリスク評価、リスク低減措置等	林野庁ガイドラインにて3種類の方法を例示:森林認証の取得、業界団体の自主的規範に基づく事業者認定、個別企業による自主的な証明
罰則—③ 罰則あり	違反の内容により、最大懲役5年未満、罰金50万米ドル以下	EU加盟国が個々に定める(抑止力をもつものでなければならない)	違反の内容により、最大懲役5年未満、罰金42.5万豪ドル以下	無